

2002年11月6日

私的録音・録画補償金制度に対する意見

富士通株式会社

山地 克郎

デジタル方式での録音・録画による私的複製に関しては、複製を行う者に対し、著作権者への補償金支払義務が課されている(第30条2項)。これは、もともと私的複製は限定的で零細なものであり、権利者の利益をさほど害さないと考えられていたところ、家庭内へ高性能の録音・録画機器が普及するにつれて、社会全体としては大量の録音物・録画物が作成・保存され得るようになったため、こうした私的録音・録画を無償にしておくことが著作権者の利益を害する恐れがあるのではないかという指摘に基づき導入された制度である。この、補償金の性質は、「著作権を制限する代償としての経済的対価、補償措置」と言われている。すなわち、私的複製を行うこと自体は認めるが、その代償として補償金を支払うということである。そして、その際には複製行為の実態を把握することがほぼ不可能であることから、機器および媒体の購入時に(複製行為が行われる前に)補償金もあわせて支払うことを考え、現在のような機器・媒体の価格の数パーセントという計算方式が採用された。

しかしながら、第30条2項を取り巻く状況については、当該規定の制定当時に比べ、技術的保護手段の出現や正確な対価徴収の可能性といった変化が生じていることに留意しなければならないと考える。

(1) 技術的保護手段の出現

平成11年の著作権法改正により、技術的保護手段の回避を伴う複製は私的複製による権利制限の対象とされないこととなり、権利者に私的複製を制限するための手段が与えられたことから、技術的保護手段と補償金制度の関係を整理する必要があると考える。法律上は、技術的保護手段の活用により私的複製を全面的に禁止することも可能となったからである。

すでに技術的措置を施したコンテンツ(DVDやCCCD(Copy Control CD))が出現、増加しているという事実から、今後、技術的保護手段の採用がますます進むものと予想されることから、技術的措置と補償金制度との関係を看過することはできない。その際には、アクセス制限手段をも対象とする不正競争防止法上の技術的制限手段による規整との調整も必要であると考えられる。

(2) 正確な対価徴収の可能性

インターネットを通じて個別に又は包括的に対価を徴収するビジネスなどが新しく出現してき

ている。こうした、直接的に契約関係を締結できる場合において、当該契約条件として複製に関する権利許諾と、それに対する対価を設定しているのであれば、これに追加して補償金による補償を受領する理由はないし、ユーザとしても支払わなければならないいわれはない。

直接契約によるメリットとして、実際の利用行為に応じた対価徴収が可能になるという点がある。現在の補償金還元のシステムは、当初から内在している不合理さゆえに本来的にある程度不正確なものにならざるをえないが、たとえば pay per copy のビジネスモデルであれば、利用者としても利用した分の対価を支払えばよいし、権利者も利用された分だけ収入を得られるという、双方にとって望ましい結果を得ることが可能になる。

現在の補償金制度は、もともとある程度の不正確さを含有するものであるが、技術的保護手段の普及につれてますますその「誤差」が大きくなっていると考ええる。近時の汎用機器・媒体による私的録音・録画の増加に着目し、こうした汎用機器・媒体に対しても補償金を賦課すべきとの論調があるが、上述の通り補償金制度自体が「疲弊」しているにもかかわらず、このようなシステムにもとづく運用を続けることは、今以上の歪みを生じさせることになり問題である。他方で、技術的措置を利用して正確な対価徴収を行うシステムの構築も近い将来可能になるかもしれない。

したがって、汎用機器・媒体に対する補償金を賦課するという補償金制度の拡大方向ではなく、正確な対価徴収システムの構築を推進するとともに、複製が行われなような場合、あるいは利用行為に応じた対価が徴収可能な場合には、そもそも現行補償金制度の対象としない方向に進むことが望まれる。そして、権利者においては、技術的に汎用機器・媒体での複製を禁止することが可能になってきていることに鑑み、補償金制度に依存するのではなく自助努力をより重視すべきではないかと考える。

以上